

京都府国民保護計画の変更の概要

○ 主な変更点

▶ 原子力規制委員会設置法の施行、原子力災害対策特別措置法の改正、国の防災基本計画（原子力災害対策編）、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の変更に伴うもの

- ・ 原子力安全・保安院の廃止及び原子力規制委員会設置に伴う所管省庁の変更
- ・ 武力攻撃原子力災害への対処において、
 - ① 関西電力(株)高浜発電所としていたものを、関西電力(株)高浜発電所、大飯発電所等と明記
 - ② モニタリングの実施や安定ヨウ素剤の配布については、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の定め例によることを明記
 - ③ 住民の避難等の措置について、P A Zは屋内避難又は避難の指示、その他被害が及ぶおそれがある地域に対しても屋内避難、避難の準備又は避難の指示を明記
 - ④ 国の現地対策本部は、原則としてオフサイトセンターに設置（被害状況等によっては、府県庁等に置く場合があること）を明記

▶ その他

- ・ 警報等の情報伝達的手段として「エムネット」、「J アラート」を使用することを明記
- ・ 京都府の組織改正等に伴う所要の修正、統計数値の時点修正を反映

京都府国民保護計画 新旧対照表(案)

番号	頁	項目等	現行	変更後	変更理由
1	10	第1編 総論 第4章 府の地理的、社会的特徴 (4) 人口分布	(4) 人口分布 平成17年10月1日現在の人口は、 <u>264万7,660</u> 人(男 <u>127万2,993</u> 人、女 <u>137万4,667</u>)であり、市町村別にみると、京都市が <u>147万4,811</u> 人と最も多く、府人口の <u>55.7%</u> を占めており、次いで宇治市 <u>18万9,591</u> 人、亀岡市 <u>9万3,996</u> 人、舞鶴市 <u>9万1,733</u> 人と続いている。 全国と比較しての特徴として、人口密度が1k㎡当たり <u>574.0</u> 人(第10位)、府の一般世帯数に対する単独世帯の割合は、 <u>32.94%</u> (第2位)、人口10万人当たりの外国人人口は1,739人(第7位)となっている。	(4) 人口分布 平成22年10月1日現在の人口は、 <u>263万6,092</u> 人(男 <u>126万5,387</u> 人、女 <u>137万705</u>)であり、市町村別にみると、京都市が <u>147万4,015</u> 人と最も多く、府人口の <u>55.9%</u> を占めており、次いで宇治市 <u>18万9,609</u> 人、亀岡市 <u>9万2,399</u> 人、舞鶴市 <u>8万8,669</u> 人と続いている。 全国と比較しての特徴として、人口密度が1k㎡当たり <u>571.4</u> 人(第10位)、府の一般世帯数に対する単独世帯の割合は、 <u>35.8%</u> (第3位)、人口10万人当たりの外国人人口は1,739人(第7位)となっている。	時点修正
2	11	第1編 総論 第4章 府の地理的、社会的特徴 (5) 道路の位置等	(5) 道路の位置等 府内における道路は、大きく東西に伸びる国土軸と、南北に伸びる縦貫軸とに分けられる。 主な自動車専用道路として、近畿自動車道敦賀線(福井県境～兵庫県境)、名神高速道路(滋賀県境～大阪府境)、京滋バイパス(名神大山崎JCT～滋賀県境)が東西に、京都縦貫自動車道(京都丹波道路(京都市西京区沓掛～丹波町)・綾部宮津道路(綾部市～宮津市))、京奈和自動車道(城陽市～木津川市)、阪神高速8号京都線・第二京阪道路(京都市南区～大阪府境)が南北に伸びている。 主な一般道路として、国道1号(滋賀県境～大阪府境)、171号(大阪府境～京阪国道口)、173号(兵庫県境～国道27号)、175号(兵庫県境～国道27号)、163号(三重県境～奈良県境)などが東西に伸び、国道9号(兵庫県境～五条通烏丸)、24号(奈良県境～河原町通九条)、27号(福井県境～国道9号)などが南北に伸びている。	(5) 道路の位置等 府内における道路は、大きく東西に伸びる国土軸と、南北に伸びる縦貫軸とに分けられる。 主な自動車専用道路として、近畿自動車道敦賀線(福井県境～兵庫県境)、名神高速道路(滋賀県境～大阪府境)、京滋バイパス(名神大山崎JCT～滋賀県境)が東西に、京都縦貫自動車道(大山崎～丹波町)・綾部宮津道路(綾部市～宮津市)、京奈和自動車道(城陽市～木津川市)、阪神高速8号京都線・第二京阪道路(京都市山科区～大阪府境)、山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)(宮津与謝道路(宮津市～与謝野町))が南北に伸びている。 主な一般道路として、国道1号(滋賀県境～大阪府境)、171号(大阪府境～京阪国道口)、173号(兵庫県境～国道27号)、175号(兵庫県境～国道27号)、163号(三重県境～奈良県境)などが東西に伸び、国道9号(兵庫県境～五条通烏丸)、24号(奈良県境～河原町通九条)、27号(福井県境～国道9号)などが南北に伸びている。	時点修正
3	11 12	第1編 総論 第4章 府の地理的、社会的特徴 (8) その他の特性等	(8) その他の特性等 府は、国際観光都市である京都市を抱え、年間約 <u>7,260</u> 万人(1日当たり約 <u>20</u> 万人)もの多くの観光旅行者等が訪れる。(平成18年京都府観光入込客調査) また、重要文化財 <u>2,230</u> 件(全国2位(<u>20.5.1</u> 現在))と数多くの貴重な文化財が所在し、京都市及び宇治市等の寺社及び城17件が、世界文化遺産に登録されている。 さらに、 <u>30</u> の大学が府内に所在し、人口10万人当たりの大学数 <u>1.13</u> 校(全国1位)となっている。 隣接する福井県には、様々な種類の原子力発電所が立地されており、特に、舞鶴市と綾部市の一部は、高浜発電所の10km圏内に位置する。	(8) その他の特性等 府は、国際観光都市である京都市を抱え、年間約 <u>7,674</u> 万人(1日当たり約 <u>21</u> 万人)もの多くの観光旅行者等が訪れる。(平成22年京都府観光入込客調査) また、重要文化財 <u>2,367</u> 件(全国2位(<u>25.5.1</u> 現在))と数多くの貴重な文化財が所在し、京都市及び宇治市等の寺社及び城17件が、世界文化遺産に登録されている。 さらに、 <u>32</u> の大学が府内に所在し、人口10万人当たりの大学数 <u>1.22</u> 校(全国1位)となっている。 隣接する福井県には、 <u>数基</u> の原子力発電所が立地されており、特に高浜発電所については、PAZ(予防的防護措置を準備する区域)に、舞鶴市の一部が含まれ、また、高浜発電所、大飯発電所のUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)は、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南	時点修正

				丹市、京丹波町、伊根町に及んでいる。																																																																			
4	19	第2編 平素からの備え や予防 第2章 関係機関との連携体制の整備 3 他の都道府県との連携 (3) 広域緊急援助隊の充実・強化	(3) <u>広域緊急援助隊</u> の充実・強化 府警察は、他の都道府県警察と連携して、 <u>広域緊急援助隊</u> が直ちに出勤できるように、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。	(3) <u>警察災害派遣隊</u> の充実・強化 府警察は、他の都道府県警察と連携して、 <u>警察災害派遣隊</u> が直ちに出勤できるように、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。	広域緊急援助隊の名称変更																																																																		
5	22	第2編 平素からの備え や予防 第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備 1 通信補確保	1 通信の確保 (1) 府の通信の確保 (略) ① (新規) ② (略) ③ (略) ④ (略)	1 通信の確保 (1) 府の通信の確保 (略) ① <u>国からの情報を迅速かつ確実に受信するため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備</u> ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略)	警報の通知・伝達手段として Em-Net 及び J-ALERT の整備を追加																																																																		
6	44	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 第1 事態認定前における初動体制 1 情報連絡体制の整備 【情報連絡体制の構成】	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委員会</th> <th>幹事会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府</td> <td>委員長：<u>企画理事・危機管理監</u></td> <td>幹事長：<u>危機管理・防災課長</u></td> </tr> <tr> <td>危</td> <td>副委員長：防災監</td> <td>副幹事長：<u>危機管理・防災</u></td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>委員：各部署副部長、各広域振興局企画総務部長、議会事務局次長、秘書課長、広報課長、給与厚生課長、会計課長、教育庁総務企画課長、その他必要と認める職員</td> <td>課参事、消防安全課長、安心・安全まちづくり推進課長 幹事：各部署総務担当副課長、各広域振興局総務室長、広報課副課長、議会事務局総務課副課長、教育庁総務企画課副課長、その他必要と認める職員</td> </tr> <tr> <td>管</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>整</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td colspan="2"><u>危機管理・防災課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員</u></td> </tr> </tbody> </table>		委員会	幹事会	府	委員長： <u>企画理事・危機管理監</u>	幹事長： <u>危機管理・防災課長</u>	危	副委員長：防災監	副幹事長： <u>危機管理・防災</u>	機	委員：各部署副部長、各広域振興局企画総務部長、議会事務局次長、秘書課長、広報課長、給与厚生課長、会計課長、教育庁総務企画課長、その他必要と認める職員	課参事、消防安全課長、安心・安全まちづくり推進課長 幹事：各部署総務担当副課長、各広域振興局総務室長、広報課副課長、議会事務局総務課副課長、教育庁総務企画課副課長、その他必要と認める職員	管			理			調			整			会			議			事務局	<u>危機管理・防災課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委員会</th> <th>幹事会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府</td> <td>委員長：<u>危機管理監</u></td> <td>幹事長：<u>防災・原子力安全課長</u></td> </tr> <tr> <td>危</td> <td>副委員長：防災監</td> <td>副幹事長：<u>防災・原子力安</u></td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>委員：各部署副部長、各広域振興局企画総務部長、議会事務局次長、秘書課長、広報課長、給与厚生課長、会計課長、教育庁総務企画課長、その他必要と認める職員</td> <td><u>全課担当課長</u>、消防安全課長、安心・安全まちづくり推進課長 幹事：各部署総務担当副課長、各広域振興局総務室長、広報課副課長、議会事務局総務課副課長、教育庁総務企画課副課長、その他必要と認める職員</td> </tr> <tr> <td>管</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>整</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td colspan="2"><u>防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員</u></td> </tr> </tbody> </table>		委員会	幹事会	府	委員長： <u>危機管理監</u>	幹事長： <u>防災・原子力安全課長</u>	危	副委員長：防災監	副幹事長： <u>防災・原子力安</u>	機	委員：各部署副部長、各広域振興局企画総務部長、議会事務局次長、秘書課長、広報課長、給与厚生課長、会計課長、教育庁総務企画課長、その他必要と認める職員	<u>全課担当課長</u> 、消防安全課長、安心・安全まちづくり推進課長 幹事：各部署総務担当副課長、各広域振興局総務室長、広報課副課長、議会事務局総務課副課長、教育庁総務企画課副課長、その他必要と認める職員	管			理			調			整			会			議			事務局	<u>防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員</u>		組織改正に伴う変更
	委員会	幹事会																																																																					
府	委員長： <u>企画理事・危機管理監</u>	幹事長： <u>危機管理・防災課長</u>																																																																					
危	副委員長：防災監	副幹事長： <u>危機管理・防災</u>																																																																					
機	委員：各部署副部長、各広域振興局企画総務部長、議会事務局次長、秘書課長、広報課長、給与厚生課長、会計課長、教育庁総務企画課長、その他必要と認める職員	課参事、消防安全課長、安心・安全まちづくり推進課長 幹事：各部署総務担当副課長、各広域振興局総務室長、広報課副課長、議会事務局総務課副課長、教育庁総務企画課副課長、その他必要と認める職員																																																																					
管																																																																							
理																																																																							
調																																																																							
整																																																																							
会																																																																							
議																																																																							
事務局	<u>危機管理・防災課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員</u>																																																																						
	委員会	幹事会																																																																					
府	委員長： <u>危機管理監</u>	幹事長： <u>防災・原子力安全課長</u>																																																																					
危	副委員長：防災監	副幹事長： <u>防災・原子力安</u>																																																																					
機	委員：各部署副部長、各広域振興局企画総務部長、議会事務局次長、秘書課長、広報課長、給与厚生課長、会計課長、教育庁総務企画課長、その他必要と認める職員	<u>全課担当課長</u> 、消防安全課長、安心・安全まちづくり推進課長 幹事：各部署総務担当副課長、各広域振興局総務室長、広報課副課長、議会事務局総務課副課長、教育庁総務企画課副課長、その他必要と認める職員																																																																					
管																																																																							
理																																																																							
調																																																																							
整																																																																							
会																																																																							
議																																																																							
事務局	<u>防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員</u>																																																																						

7	4 4	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第1 事態認定前における初動体制</p> <p>2 緊急事態連絡室の設置</p> <p>【府緊急事態連絡室の構成】</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 0 auto; padding: 2px;">室長(知事)</div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto; padding: 2px;">参集室員</div> <p>副知事、教育長、警察本部長、<u>企画理事・危機管理監</u>、府民生活部長、健康福祉部長、防災監、その他必要と認められる職員</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">事務局</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; margin: 0 auto; padding: 2px;"> 危機管理・防災課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 0 auto; padding: 2px;">室長(知事)</div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto; padding: 2px;">参集室員</div> <p>副知事、教育長、警察本部長、<u>危機管理監</u>、府民生活部長、健康福祉部長、防災監、その他必要と認められる職員</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">事務局</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; margin: 0 auto; padding: 2px;"> 防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> </div>	組織改正に伴う変更																																								
8	4 7	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第2 事態認定後の体制</p> <p>3 府対策本部の組織</p> <p>(1) 府対策本部長、副本部長、本部員</p> <p>③</p>	<p>③府対策本部の本部員は、教育長、警察本部長及び<u>企画理事・危機管理監</u>、本庁各局長、議会議務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、防災監をもって充てる。</p> <p>【府対策本部の構成】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">本部長 知事</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">副本部長 副知事</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">本部員</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 事務局長：危機管理監 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 統括班、対策班、情報班、通信班、広報班、庶務班 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 危機管理・防災課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 教育長、警察本部長、<u>企画理事・危機管理監</u>、知事室長、職員長、会計管理者、総務部長、政策企画部長、府民生活部長、文化環境部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、防災監 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 国、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員（必要と認められる者） </div> </td> </tr> </table>	本部長 知事	—	副本部長 副知事	—	本部員	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 事務局長：危機管理監 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 統括班、対策班、情報班、通信班、広報班、庶務班 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 危機管理・防災課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div>					<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 教育長、警察本部長、<u>企画理事・危機管理監</u>、知事室長、職員長、会計管理者、総務部長、政策企画部長、府民生活部長、文化環境部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、防災監 </div>					<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 国、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員（必要と認められる者） </div>					<p>③府対策本部の本部員は、教育長、警察本部長及び<u>危機管理監</u>、本庁各局長、議会議務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、防災監をもって充てる。</p> <p>【府対策本部の構成】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">本部長 知事</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">副本部長 副知事</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">本部員</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 事務局長：危機管理監 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 統括班、対策班、情報班、通信班、広報班、庶務班 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 教育長、警察本部長、<u>危機管理監</u>、知事室長、職員長、会計管理者、総務部長、政策企画部長、府民生活部長、文化環境部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、防災監 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 国、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員（必要と認められる者） </div> </td> </tr> </table>	本部長 知事	—	副本部長 副知事	—	本部員	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 事務局長：危機管理監 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 統括班、対策班、情報班、通信班、広報班、庶務班 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div>					<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 教育長、警察本部長、<u>危機管理監</u>、知事室長、職員長、会計管理者、総務部長、政策企画部長、府民生活部長、文化環境部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、防災監 </div>					<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 国、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員（必要と認められる者） </div>					組織改正に伴う変更
本部長 知事	—	副本部長 副知事	—	本部員																																									
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 事務局長：危機管理監 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 統括班、対策班、情報班、通信班、広報班、庶務班 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 危機管理・防災課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div>																																													
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 教育長、警察本部長、<u>企画理事・危機管理監</u>、知事室長、職員長、会計管理者、総務部長、政策企画部長、府民生活部長、文化環境部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、防災監 </div>																																													
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 国、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員（必要と認められる者） </div>																																													
本部長 知事	—	副本部長 副知事	—	本部員																																									
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 事務局長：危機管理監 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 統括班、対策班、情報班、通信班、広報班、庶務班 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div>																																													
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 教育長、警察本部長、<u>危機管理監</u>、知事室長、職員長、会計管理者、総務部長、政策企画部長、府民生活部長、文化環境部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、防災監 </div>																																													
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 5px;"> 国、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員（必要と認められる者） </div>																																													

9	47	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第2 事態認定後の体制</p> <p>3 府対策本部の組織</p> <p>(3) 事務局の設置</p>	<p>(3)事務局の設置</p> <p>府対策本部に事務局を設置する。事務局長は<u>企画理事・危機管理監</u>とし、事務局員は、<u>危機管理・防災</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員をもって充て、事務局に以下の班を置く。</p>	<p>(3)事務局の設置</p> <p>府対策本部に事務局を設置する。事務局長は<u>危機管理監</u>とし、事務局員は、<u>防災・原子力安全</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員をもって充て、事務局に以下の班を置く。</p>	組織改正に伴う変更																																		
10	51	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第3 体制及び職員の配備基準</p>	<table border="1" data-bbox="638 493 1299 1459"> <thead> <tr> <th colspan="2">事態の具体的な状況</th> <th colspan="2">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td>情報連絡体制</td> <td>参集固定職員</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>企画理事・危機管理監、危機管理・防災</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> </td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>事態の推移によって参集を求める職員</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 府危機管理調整会議構成職員 関係広域振興局職員 </div> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">前</td> <td>緊急事態連絡室</td> <td>参集固定職員</td> <td> 知事、副知事、教育長、警察本部長、 <u>企画理事・危機管理監</u>、府民生活部長、健康福祉部長、防災監 </td> </tr> <tr> <td>連絡室</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>危機管理・防災</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> 事態の推移によって参集を求める職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記以外の部局長、府危機管理調整会議構成職員、関係広域振興局職員 </div> </td> </tr> </tbody> </table>	事態の具体的な状況		配備体制		事態認定前	情報連絡体制	参集固定職員	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>企画理事・危機管理監、危機管理・防災</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div>	体制	事態の推移によって参集を求める職員	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 府危機管理調整会議構成職員 関係広域振興局職員 </div>	前	緊急事態連絡室	参集固定職員	知事、副知事、教育長、警察本部長、 <u>企画理事・危機管理監</u> 、府民生活部長、健康福祉部長、防災監	連絡室	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>危機管理・防災</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> 事態の推移によって参集を求める職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記以外の部局長、府危機管理調整会議構成職員、関係広域振興局職員 </div>	<table border="1" data-bbox="1519 493 2181 1459"> <thead> <tr> <th colspan="2">事態の具体的な状況</th> <th colspan="2">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td>情報連絡体制</td> <td>参集固定職員</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>危機管理監、防災・原子力安全</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> </td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>事態の推移によって参集を求める職員</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 府危機管理調整会議構成職員 関係広域振興局職員 </div> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">前</td> <td>緊急事態連絡室</td> <td>参集固定職員</td> <td> 知事、副知事、教育長、警察本部長、 <u>危機管理監</u>、府民生活部長、健康福祉部長、防災監 </td> </tr> <tr> <td>連絡室</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>防災・原子力安全</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> 事態の推移によって参集を求める職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記以外の部局長、府危機管理調整会議構成職員、関係広域振興局職員 </div> </td> </tr> </tbody> </table>	事態の具体的な状況		配備体制		事態認定前	情報連絡体制	参集固定職員	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>危機管理監、防災・原子力安全</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div>	体制	事態の推移によって参集を求める職員	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 府危機管理調整会議構成職員 関係広域振興局職員 </div>	前	緊急事態連絡室	参集固定職員	知事、副知事、教育長、警察本部長、 <u>危機管理監</u> 、府民生活部長、健康福祉部長、防災監	連絡室	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>防災・原子力安全</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> 事態の推移によって参集を求める職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記以外の部局長、府危機管理調整会議構成職員、関係広域振興局職員 </div>	組織改正に伴う変更
事態の具体的な状況		配備体制																																					
事態認定前	情報連絡体制	参集固定職員	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>企画理事・危機管理監、危機管理・防災</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div>																																				
	体制	事態の推移によって参集を求める職員	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 府危機管理調整会議構成職員 関係広域振興局職員 </div>																																				
前	緊急事態連絡室	参集固定職員	知事、副知事、教育長、警察本部長、 <u>企画理事・危機管理監</u> 、府民生活部長、健康福祉部長、防災監																																				
	連絡室	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>危機管理・防災</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> 事態の推移によって参集を求める職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記以外の部局長、府危機管理調整会議構成職員、関係広域振興局職員 </div>																																					
事態の具体的な状況		配備体制																																					
事態認定前	情報連絡体制	参集固定職員	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>危機管理監、防災・原子力安全</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div>																																				
	体制	事態の推移によって参集を求める職員	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 府危機管理調整会議構成職員 関係広域振興局職員 </div>																																				
前	緊急事態連絡室	参集固定職員	知事、副知事、教育長、警察本部長、 <u>危機管理監</u> 、府民生活部長、健康福祉部長、防災監																																				
	連絡室	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>防災・原子力安全</u>課職員、消防安全課職員、非常時専任職員、関係課職員 </div> 事態の推移によって参集を求める職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記以外の部局長、府危機管理調整会議構成職員、関係広域振興局職員 </div>																																					
11	59	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の通知及び伝達</p> <p>1 警報の通知等</p> <p>(1) 警報の通知</p>	<p>(1) 警報の通知</p> <p>① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合、直ちに、府の他の執行機関、市町村長、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。</p> <p>なお、国からの警報は文書をもって発出され、その内容は以下のとおりである。</p>	<p>(1) 警報の通知</p> <p>① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合、直ちに、府の他の執行機関、市町村長、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。</p> <p>なお、国からの警報は<u>原則として</u>文書をもって発出され、その内容は以下のとおりである。</p>	基本指針に基づき変更																																		

1 2	6 7	第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 警報及び避難の指示等 第3 避難の指示等 2 避難の指示 (6) 府域を超える住民の避難の場合の調整	① 知事は、府域を超えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。 ② (略) ③ (略) ④ (略)	①知事は、府域を超えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。 <u>なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責任の明確化等の観点から、原則として、知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行う。</u> ② (略) ③ (略) ④ (略)	基本指針に基づき変更
1 3	6 7 6 8	第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 警報及び避難の指示等 第3 避難の指示等 2 避難の指示 (8) 避難に当たって配慮すべき事項	① (略) ② <u>(新規)</u> ③ (略) ④ (略)	① (略) ② <u>大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難</u> <u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、府は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</u> ③ (略) ④ (略) ⑤ (略)	基本指針に基づき変更
1 4	9 8	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 武力攻撃災害への対処 第2 応急措置等 5 消防に関する措置等 (1) 消防に関する措置等	② 府警察による被災者の救助等 府警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、府公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する <u>広域緊急援助隊</u> の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。	② 府警察による被災者の救助等 府警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、府公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する <u>警察災害派遣隊</u> の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。	広域緊急援助隊の名称変更
1 5	1 0 0	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 武力攻撃災害への対処 第3 武力攻撃原子力災害への対処 (1) 基本的な考え方	(1) 基本的な考え方 府は、隣接して所在する原子力発電所である <u>関西電力(株)高浜発電所(福井県高浜町)</u> が武力攻撃災害を受けた場合における対処等については、 <u>原則として</u> 、地域防災計画(原子力発電所防災計画編)等のために準じた措置を講じる。 また、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じる。	(1) 基本的な考え方 府は、隣接して所在する原子力発電所である <u>関西電力(株)高浜発電所(福井県高浜町)</u> 、 <u>大飯発電所(福井県大飯町)</u> 等が武力攻撃災害を受けた場合における対処等については、 <u>状況に応じて</u> 、地域防災計画(原子力発電所防災対策計画編)等のために準じた措置を講じる。 また、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じる。	想定する原子力発電所が高浜原子力発電所に限定されないことに伴う変更。 脱字の修正。

16	100	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第6章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第3 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p>	<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を<u>高浜発電所</u>から受けたとき又は関係指定行政機関の長から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、<u>周辺市町村長</u>及び関係指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>② 知事は、放射線測定所（以下「モニタリングポスト」という。）による把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び関係指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を<u>経済産業大臣</u>（事業所外運搬に起因する場合にあっては、<u>経済産業大臣</u>及び<u>国土交通大臣</u>）に通報するとともに、その受信確認を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を<u>高浜発電所、大飯発電所等</u>から受けたとき又は関係指定行政機関の長から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、<u>府内市町村長</u>及び関係指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>② 知事は、放射線測定所（以下「モニタリングポスト」という。）による把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び関係指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を<u>原子力規制委員会</u>（事業所外運搬に起因する場合にあっては、<u>原子力規制委員会</u>及び<u>国土交通大臣</u>）に通報するとともに、その受信確認を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>想定する原子力発電所が高浜原子力発電所に限定されないことに伴う変更及び原子力規制委員会設置に伴う変更</p>
17	100 101	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第6章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第3 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</p>	<p>(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</p> <p>① 国の現地対策本部は、原則として<u>緊急事態応急対策拠点施設</u>（以下「オフサイトセンター」という。）に設置される。</p> <p>② 国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、関係する地方公共団体等とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織することとされており、国の現地対策本部長により主導的に運営される。<u>また、現地の情報の収集は、この協議会に一元化される。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 府は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、<u>モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。</u></p>	<p>(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</p> <p>① 国の現地対策本部は、原則として<u>緊急事態応急対策等拠点施設</u>（以下「オフサイトセンター」という。）に設置される。<u>なお、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、府県庁等に設置される。</u></p> <p>② 国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、関係する地方公共団体等とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織することとされており、国の現地対策本部長により主導的に運営される<u>ほか、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めにより行われる。また、国民保護法第105号第7項に規定する応急対策の実施に係る告示が行われた後における官邸及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については、原則として原子力施設等における応急対策に関する情報については原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ、オフサイト対応に関する情報については現地対策本部を通じて行われる。</u></p> <p>③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>基本指針に基づく変更</p>

18	101	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 武力攻撃災害への対処 第3 武力攻撃原子力災害への対処 (4) モニタリングの実施	(4) モニタリングの実施 ① 府は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、国の対策本部、経済産業省（国土交通省）、国の現地対策本部（国の現地対策本部が設置された場合）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。 ② 府は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡する。 ③ 府は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。	(4) モニタリングの実施 <u>モニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の定め例により行うものとする。</u> (削除) (削除) (削除)	基本指針に基づく変更
19	101	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 武力攻撃災害への対処 第3 武力攻撃原子力災害への対処 (5) 住民の避難等の措置	(5) 住民の避難等の措置 ① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、 <u>住民に対し避難を指示する。この場合、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。</u> ② (略)	(5) 住民の避難等の措置 ① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、 <u>予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の範囲に相当する地域にある者に対しては、屋内避難又は他の地域への避難を指示するとともに、その他被害が及ぶおそれがある地域に対しても、屋内避難又は他の地域への避難の準備又は避難を行わせるものとする。（屋内避難にあたっては、コンクリート屋内へ避難することが望ましい。）</u> ② (略)	基本指針に基づく変更
20	102	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 武力攻撃災害への対処 第3 武力攻撃原子力災害への対処 (7) 安定ヨウ素剤の配布	(7) 安定ヨウ素剤の配布 <u>府は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講じる。</u>	(7) 安定ヨウ素剤の配布 <u>知事は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の定め例により行う。</u>	基本指針に基づく変更
21	102	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 武力攻撃災害への対処 第3 武力攻撃原子力災害への対処 (8) 食料品等による被	(8) 食料品等による被ばくの防止 <u>府は、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。</u>	(8) 食料品等による被ばくの防止 <u>知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の定め例により行う。</u>	基本指針に基づく変更

		ばくの防止					
2 2	用語集 3、4	府国民保護計画に係る用語集	<u>広域緊急援助隊</u>	(略)	<u>警察災害派遣隊</u>	(略)	広域緊急援助隊の名称変更、有線テレビジョン放送法廃止に伴う修正、指定行政機関の変更及び時点修正
			CATV事業者	<u>有線テレビジョン放送（公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。）の事業を行う者（有線テレビジョン放送法第2条第4項）</u>	CATV事業者	<u>有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者をいう（放送法施行規則第2条第6号）</u>	
			指定行政機関	政令で指定された以下の国の機関のこと。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、 <u>原子力安全・保安院</u> 、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省 (事態対処法第2条第4号)	指定行政機関	政令で指定された以下の国の機関のこと。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、 <u>消費者庁</u> 、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、 <u>観光庁</u> 、気象庁、海上保安庁、環境省、 <u>原子力規制委員会</u> 、防衛省 (事態対処法第2条第4号)	
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で <u>160</u> 法人が指定されている。(平成 <u>19</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日現在) (事態対処法第2条第6号)	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で <u>152</u> 法人が指定されている。(平成 <u>25</u> 年 <u>4</u> 月 <u>26</u> 日現在) (事態対処法第2条第6号)				